

# 防犯パトロールガイドブック

～みんなでつくろう安全・安心まちづくり～



犯罪のない安全で安心な青森県づくり

青 森 県

# は じ め に

犯罪のない安全で安心な社会の実現は県民すべての願いであり、県民生活の基盤となるものです。このような認識から、青森県では平成18年4月に「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」を施行させたところであり、行政、警察、県民、事業者などが一体となって連携しながら、防犯の取組を行っていくことが求められています。

犯罪のない社会の実現を目指すためには、①ひとづくり、②まち（地域）づくり、③ネットワークづくりの視点をもって防犯活動に取り組み、防犯の輪を広げていくことが非常に重要です。

いろいろな防犯活動が考えられますが、地域における防犯パトロールは、最も簡単で、身近にできるものです。このガイドブックは、地域の皆様が防犯パトロールを行うに当たって、ボランティア団体の設立方法、パトロールを行う際の着眼点・留意事項などを簡単にまとめています。

犯罪をなくし、暮らしやすさではどこの県にも負けない青森県を目指すため、県民が一丸となって“犯罪のない安全・安心まちづくり”を推進しましょう。

## 犯罪のない安全・安心まちづくりシンボルマークと標語



(シンボルマーク)

- 最優秀作品  
結び合う 地域のきずな 守るまち
- 高校生・一般部門優秀作品  
あいさつは 地域の安全 守る声
- 中学生部門優秀作品  
犯罪から 守るみんなの まちづくり
- 小学生部門優秀作品  
手をつなぎ あぜん あんしん あおもりけん

(標語)

|    |                              |    |
|----|------------------------------|----|
| 1  | 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例と指針の概要 | 1  |
| 2  | 青森県における犯罪の発生状況について           | 3  |
| 3  | 防犯パトロールの目的                   | 5  |
| 4  | 防犯ボランティアの結成を！                | 6  |
| 5  | 防犯ボランティア団体の設立方法              | 7  |
| 6  | 防犯パトロールの具体的方法                | 8  |
| 7  | 防犯パトロールの着眼点                  | 9  |
| 8  | 防犯パトロールに当たっての留意事項            | 10 |
| 9  | 防犯パトロールの必需品                  | 11 |
| 10 | 資料編                          |    |
| 1  | 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例       | 13 |
| 2  | 自主防犯活動に係るQ & A               | 17 |
| 3  | 青森県警察本部からの犯罪等発生情報            |    |
| ①  | 犯罪発生マップ                      | 20 |
| ②  | 声かけ事案等発生マップ                  | 21 |
| ③  | 青い森のセーフティネット                 | 22 |
| ④  | 子ども110番の家・車                  | 23 |
| ⑤  | 青色回転灯防犯車による防犯パトロール           | 24 |

## 1 条例の概要

### (1) 条例の基本理念（条例第3条）

犯罪のない安全・安心まちづくりの推進には、次に掲げる事項が重要です。

#### ① ひとづくり

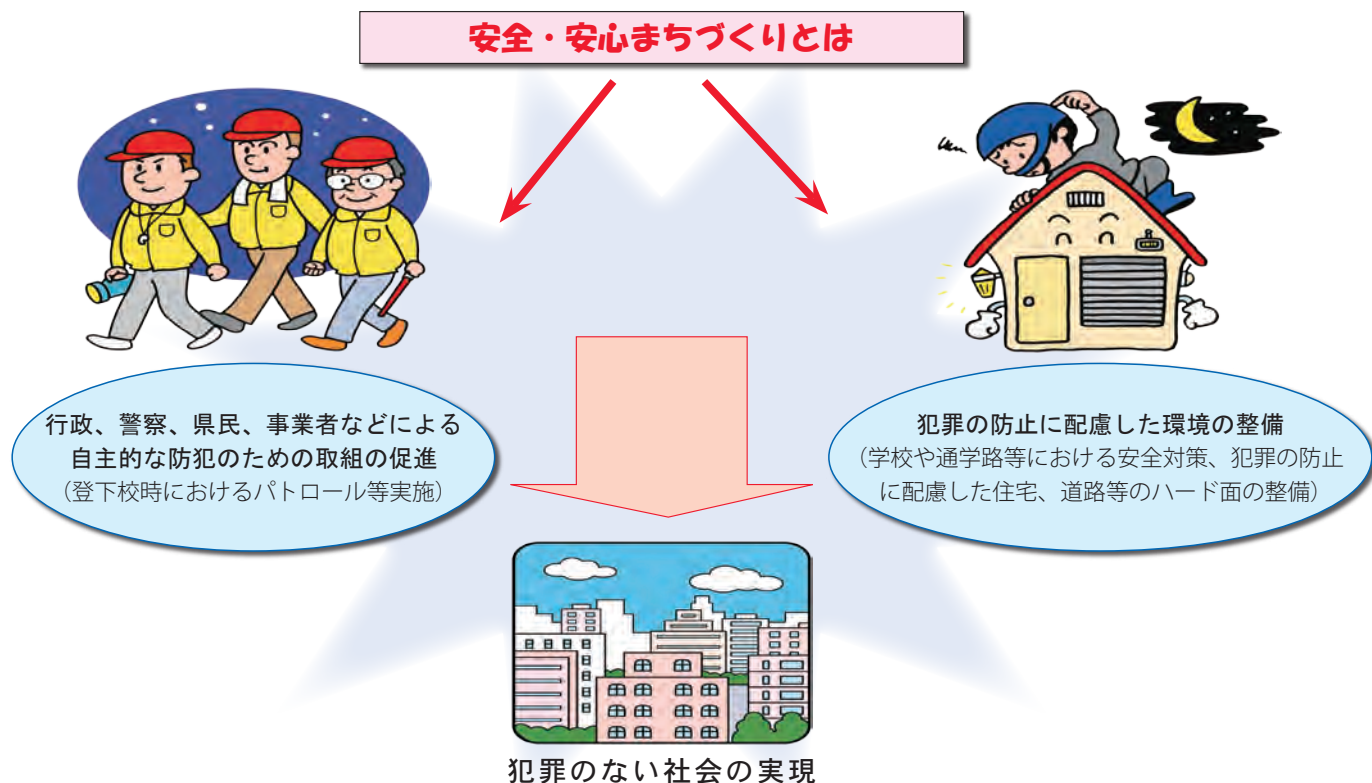
犯罪の防止の必要性に関する理解が深められるとともに、日常生活及び事業活動において、自らの安全は自らが守るという意識の高揚が図られること

#### ② まち（地域）づくり

県民等による犯罪の防止のための自主的な活動が展開されることにより、互いに守り合い、支え合う地域社会が形成されること

#### ③ ネットワークづくり

県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に、連携し、及び協力すること



### (2) 役割分担（条例第4条～第6条）

安全・安心まちづくりを推進するため、防犯の取組主体である、県、県民、事業者の責務を規定しています。

- 県 の 責 務**…県は、基本理念にのっとり、安全・安心まちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する。
- 県 民 の 責 務**…県民は、基本理念にのっとり、施策の励行等による日常生活における安全の確保その他の安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 事業者の責務**…事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における安全の確保及び地域社会の一員としての安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 2 指針の概要

### (1) 指針の性格

県が定める次の4つの指針は、防犯性の向上や児童等の安全を確保するうえで、配慮する方策や具体的手法を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではありません。

### (2) 指針の種類

#### ① 学校等における児童等の安全の確保に関する指針

学校の設置者や管理者に対し、学校安全に係る基本的方策を示し、児童等の安全の確保を図ることを目的としています。



#### ② 通学路等における児童等の安全の確保に関する指針

学校の管理者、児童の保護者、地域住民、通学路を管理する者等に対し、通学路の安全に係る基本的方策を示し、児童等の安全の確保を図ることを目的としています。

#### ③ 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針

犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準を示し、防犯性の高い住宅の整備・普及を促進することを目的としています。

- ☞ 「住宅」とは、新築や改築の別を問わず、“一戸建て住宅”とアパート・マンション等の“共同住宅”をいいます。
- ・住宅の建築事業者や設計事業者等が指針の対象者となり、防犯性の高い住宅を普及させることとなります。

#### ④ 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準を示し、防犯性の高い道路等の整備・普及を促進することを目的としています。

- ☞ 「道路等」とは、道路、公園、自動車駐車場、自転車駐車場をいいます。
- ・道路等の設置者や管理者が対象となり、防犯性の高い道路等を普及させることとなります。

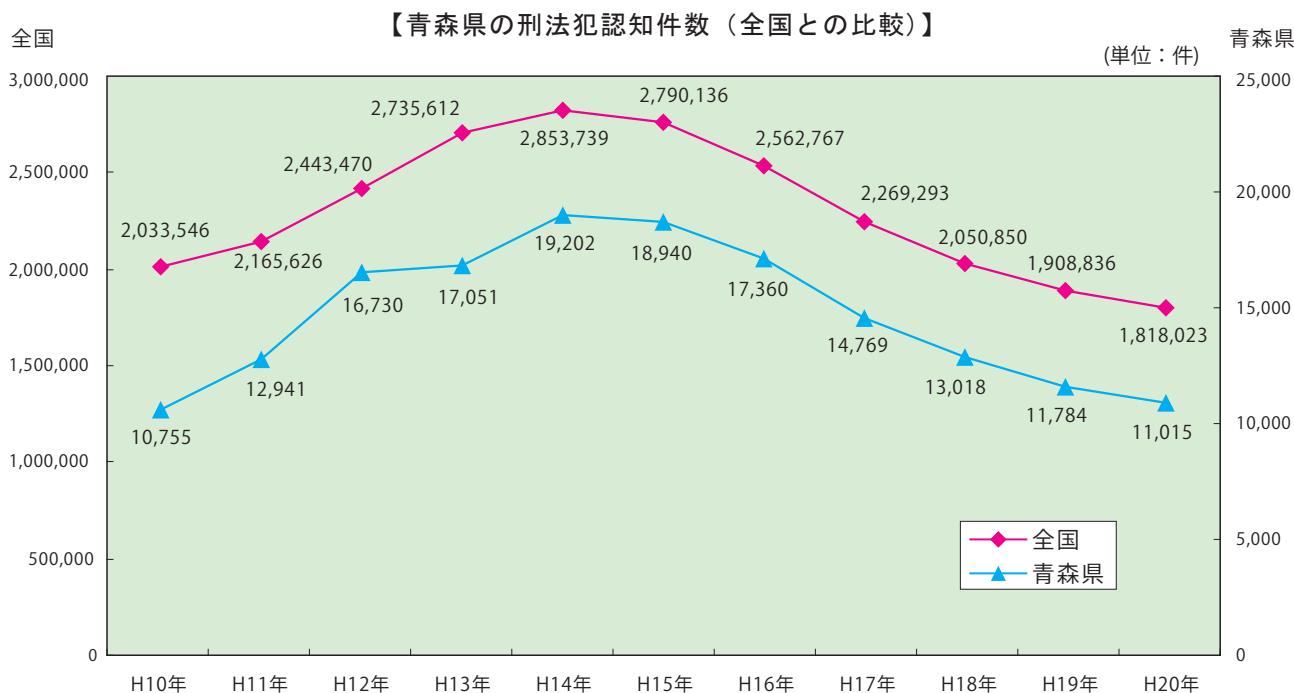
### (3) 指針の見直しについて

社会情勢の変化や技術の進展を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととしています。

## 2 青森県における犯罪の発生状況について（平成20年のデータ）

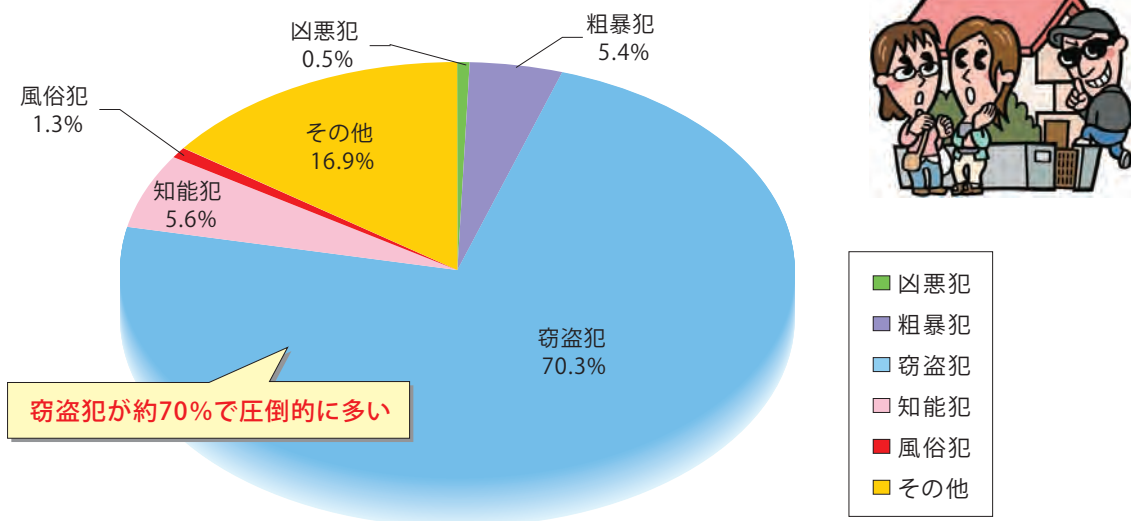
### 1 刑法犯認知件数の推移

平成20年の本県における刑法犯認知件数は11,015件で、平成14年をピークに6年連続して減少しており、10年前である平成10年の刑法犯認知件数とほぼ同じくらいまで減少をしているものの、1万件を超える状態で推移しています。



### 2 刑法犯認知件数の罪種別の現況等

刑法犯を罪種別にみると、圧倒的に窃盗犯が多く、平成20年の刑法犯認知件数のうち、約70%を占めています。

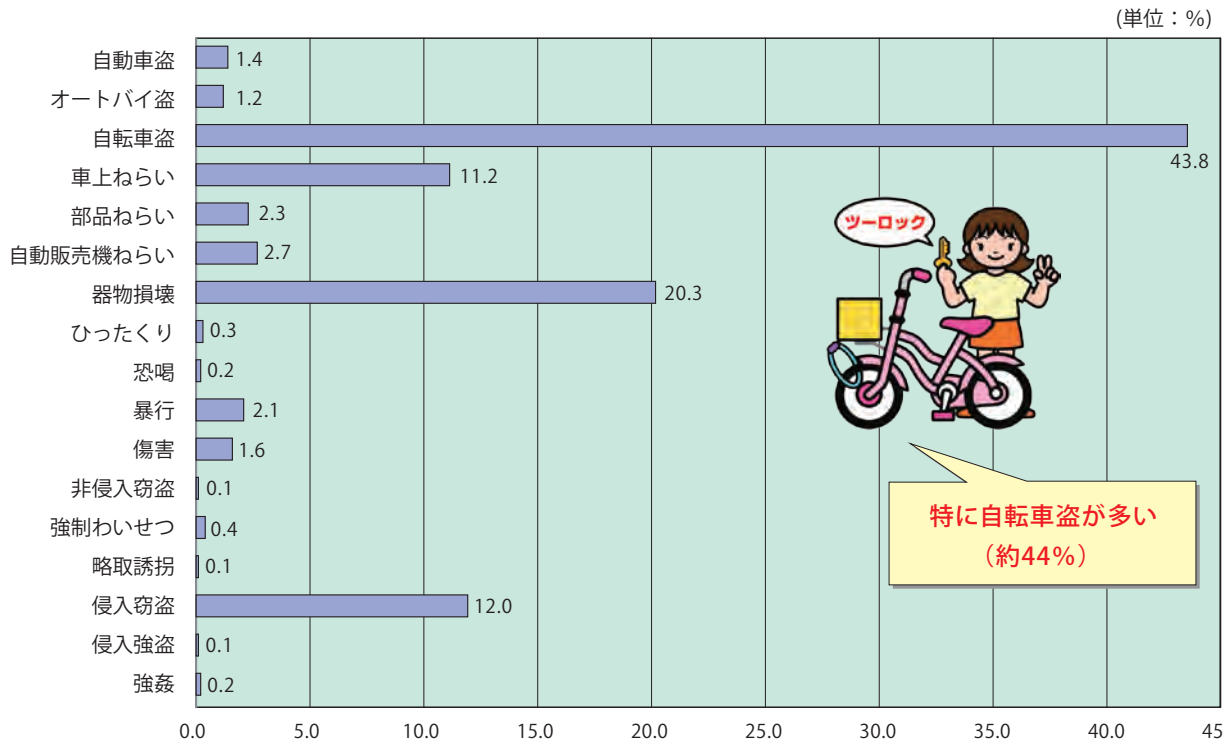


- 〔 1. 凶悪犯＝殺人、強盗、放火、強姦等 2. 粗暴犯＝暴行、傷害、脅迫等 3. 窃盗犯＝自転車盗、車上ねらい、侵入窃盗等  
4. 知能犯＝詐欺、横領等 5. 風俗犯＝強制わいせつ、賭博等 6. その他＝住宅侵入、器物損壊等 〕

○街頭犯罪・侵入犯罪等の傾向

街頭犯罪・侵入犯罪等（青森県警察で抑止罪種に指定している17罪種）の中では、特に自転車盗の占める割合が大きくなっています。

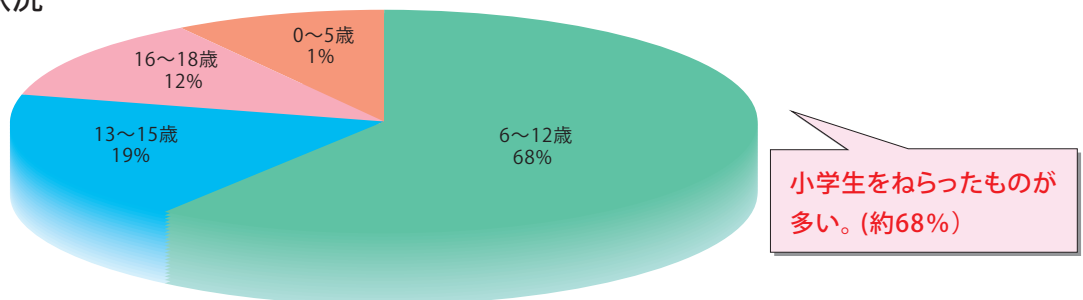
街頭犯罪・侵入犯罪等の構成割合（H20年の構成比）



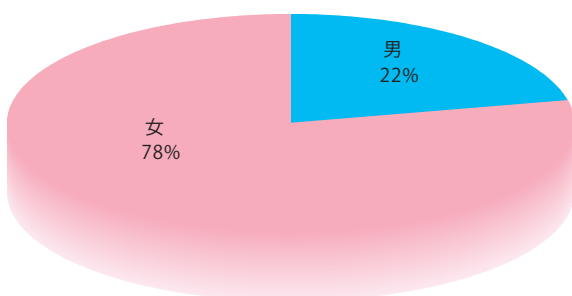
3 子どもをねらった声かけ事案等の発生状況

被害児童・生徒は138人

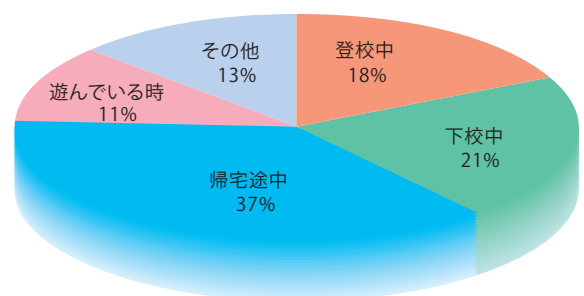
① 年齢別の状況



② 性別



③ 状態別



※状態別の「帰宅途中」とは、遊びなどからの帰宅途中

### 3 防犯パトロールの目的

防犯パトロールの目的は次の点にあります。

#### ①地域住民が防犯意識を高めること

犯罪抑止を図るためには、被害者となりうる県民一人ひとりによる犯罪の発生を防止する取組が必要です。

安全で安心なまちづくりを推進していくための活動や地域づくりの重要性についての理解が深められ、地域住民が自ら「自分の安全は自分が守る」、「自分たちのまちの安全は自分たちが守る」といった防犯意識を持つことが重要です。



#### ②地域住民のコミュニティを高めること

犯罪多発の要因に、地域における人間関係の希薄化があげられます。このため、地域住民が連携して、パトロールなどの防犯活動を行い、「監視性」の高い、安全で良好な地域コミュニティを形成することが重要です。

#### ③地域の犯罪抑止効果を高めること

防犯パトロールは、犯人に犯罪の機会を与えないことが最大の目標です。

地域住民ががちリスクラムを組み、防犯活動を行っていることをアピールすることが犯罪の抑止につながります。





## 4 防犯ボランティアの結成を！

### ①まず、できることから始めましょう

防犯ボランティアは、はじめから完全なものを求めると長続きしません。

たとえば、町内でのあいさつ、声かけ運動、犬の散歩、商品の配達、通学路での見守り活動などで「人の目」が確保され、犯人の接近の防止という効果があります。



### ②町内会やPTAと連携しよう

住民は身近に起こる犯罪をととても不安に思います。また、子どもを持つ親は、子どもが犯罪に巻き込まれはしないかと心配します。同じような不安を持っているれば、きっと多くの住民が防犯活動に参加してくれるはずです。

### ③防犯パトロールは、昼と夜の2回が効果的です

パトロールは夜に実施というイメージがありますが、昼と夜の2回行うことで効果が高まります。犯人は昼夜を問わず行動します。また、子どもの下校時に昼の防犯パトロールを行えば、子どもを犯罪から守る活動にもなります。



### ④パトロールは、なるべく目立つ格好で

防犯パトロールは、犯人に犯罪の機会を与えないことが最大の目的です。住民が力を合わせていることをアピールするのが犯罪抑止につながります。

パトロールする時は、蛍光色のジャンパー（反射材付）を着用したり、懐中電灯などを携行すると存在感を強く示すことができ、効果があります。

## 5 防犯ボランティア団体の設立方法

### ①メンバーを集めましょう

町内会や学校のPTA、老人クラブ、商店街など、地域に住んでいる方や働いている方で、一緒に防犯パトロールに参加できる方をなるべく多く集めましょう。



### ②リーダーなどの役割を決めましょう

メンバーが集まったら、パトロールを効果的に進めるため、それぞれの役割（活動のリーダー・サブリーダー等）を決めましょう。



### ③活動方法を決めましょう

リーダーを中心に活動計画を話し合い、どのような目的でパトロールをするのか共通認識を持ちましょう。また、どのような方法でパトロールを行うかなど、よく話し合いましょう。

### ④最寄りの警察署に届けましょう

義務付けではありませんが、メンバーが集まり、パトロール活動を行うに当たって、活動内容、活動日、活動場所等の情報を身近な警察署又は交番・駐在所に届け、防犯パトロールの実施に当たって、いろいろなアドバイスを受けましょう。



### ⑤パトロールの開始を知らせましょう

町内会の回覧板などを利用し、地域住民の方へパトロールの開始を知らせるとともに、協力を求めましょう。

### ⑥他の団体との連携を図りましょう

既に活動を行っている団体と情報交換や意見交換を行いましょう。



## 6 防犯パトロールの具体的方法

以下は、防犯パトロールを行うに当たっての一例であり、地域住民とよく話し合いながら、地域の実情にあった方法で実施しましょう。

### ①複数の人で！

できれば最低2人以上で行いましょう。

多くの人でパトロールを行うことで、より多くの危険箇所などが発見できます。また、それぞれの役割を決めておくことによって犯人の確認等に役立ちます。

例えば、不審な車両を発見した場合、1人は車のナンバー、1人は運転手の特徴などをメモ、記憶するようにしましょう。



### ②声かけを！

不審者等は、地域住民から声をかけられることを嫌います。「おはようございます」、「こんにちは」、「こんばんは」といった簡単なあいさつだけでも地域のコミュニティの形成には役立ちます。

### ③継続することが大切！

パトロールは継続して行うことが大切です。不審者等は、地域の皆さんの姿が頻繁に見えることを嫌います。

### ④パトロールの後に情報交換を！

パトロールの結果について、グループの他のメンバー、警察、他の防犯活動グループと情報交換を行いましょう。

パトロール中に発見した危険箇所等の情報を交換したり、報告することにより、犯罪の起こりにくいまちづくりの形成に役立ちます。



### ⑤広報活動を！

パトロールの結果からわかった危険箇所などについては、町内会の回覧板などを活用して広報を行うことが重要です。「地域安全マップ」（犯罪が起こりやすい場所や注意する場所を地図に示したもの）を作成して、地域に配布すると効果的です。

## 7 防犯パトロールの着眼点

犯罪が起こりにくい環境づくりが何よりも大事です。“犯罪のない安全・安心まちづくり”を視点に、もう一度、地域の環境を見直しましょう。

以下は、地域の環境をチェックするに当たって留意する事項の一例です。

### ①学校の通学路に不審者、不審車両はいないか。また危険箇所はないか！

子どもの安全を確保する観点から、特に登下校時の重点的なパトロールが必要です。

### ②公園などの子どもたちの遊び場に異状はないか！

放課後、子どもたちが安全に遊べるよう、公園に異状がないか、見通しが確保されているかどうかチェックしましょう。



### ③空き家や廃屋などはないか！

空き家や廃屋などは犯罪が発生しやすい場所です。子どもたちに近づかないよう、知らせるとともに管理者などに改善を働きかけましょう。



### ④防犯灯の電球の交換が必要な箇所などはないか！

暗い夜道は、ひったくり等の犯罪が発生しやすい場所です。防犯灯が消えていたら、町内会に話し、電球の交換などをお願いしましょう。

### ⑤不良少年のたまり場となっているところはないか！

24時間営業店やゲームセンターなど、不良少年のたまり場となっているところがあれば、そこから非行が広がっていきます。パトロールを行っている姿を見せるだけでも効果があります。



### ⑥水難事故の発生するおそれのある箇所はないか！

防犯の観点だけでなく、河川、用水路など、水難事故が発生するおそれのある場所を確認し、子どもたちに近づかないよう、知らせるとともに管理者などに改善を働きかけましょう。

## 8 防犯パトロールに当たっての留意事項

以下は、パトロールを行うに当たっての主な留意事項です。

### ①危険なことは行わず、早めの通報を！

パトロール中に、不審者や不審車両等を見かけたら、110番通報をしてください。その際、不審者等の特徴などをメモしておけば、犯人の確認等に大変役立ちます。くれぐれも無理な追跡等を行わないでください。

※110番通報（右の6つの通報のポイントを参照）

一般の電話、携帯電話、公衆電話のいずれからでも“110”をダイヤルすれば、青森県警察本部通信指令課につながり、最寄りの警察署等に指示がされ、警察官が現場に急行します。



### ②最寄りの警察署、交番、駐在所との連携！

パトロールのコースや方法等について、最寄りの警察署、交番、駐在所などからアドバイスを受けるのも効果的です。

### ③プライバシーの厳守！

パトロールで知り得た個人情報については、他人に漏らすことがないように、プライバシーの配慮には十分に注意してください。



### ④交通事故に注意！

特に、夕方や夜のパトロールは注意が必要です。

パトロールを行う際は、懐中電灯を持つとともに、蛍光色のジャンパーなどを着用し、運転手から容易に見えるように心がけ、交通事故に遭わないように注意しましょう。

## 9 防犯パトロールの必需品

- ＊ 防犯パトロールは、**身軽で動きやすい服装**で行いましょう。
- ＊ パトロール中は、防犯活動を示す**腕章、タスキ等を着用して、統一的な格好**で行いましょう。
- ＊ 夜間のパトロールは、**反射材や蛍光色を用いた服装**が効果的です。

以下は、防犯パトロールを行うに当たっての必要グッズの一例です。

### ①メモ帳、日誌

不審者等の情報や危険箇所を発見したときの内容など、何でも気づいたことをメモしましょう。



### ②懐中電灯

夜間のパトロール中は、危険を避けるため、懐中電灯などを使用しましょう。

### ③携帯電話

110番通報や緊急時の連絡用に携帯電話を携行しましょう。



### ④防犯ブザー、ホイッスル

パトロール中、危険を感じたり、事件に遭遇したときなどに使用しましょう。

### ⑤タスキ、腕章

パトロールをしていることが一目で分かるように、「パトロール中」などとかかれたタスキや腕章を準備しましょう。

### ⑥反射材（蛍光色のジャンパー、反射テープなど）

夕方や夜のパトロールは危険です。交通事故などに遭わないよう蛍光色のジャンパーや反射テープを利用し、目立つ格好でパトロールを行いましょう。



## 10 資 料 編

- 1 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例
- 2 自主防犯活動に係るQ & A  
(警察庁：自主防犯ボランティア活動支援サイトから)
- 3 青森県警察本部からの犯罪等発生情報
  - ① 犯罪発生マップ
  - ② 声かけ事案等発生マップ
  - ③ 青い森のセーフティネット
  - ④ 子ども110番の家・車
  - ⑤ 青色回転灯防犯車による防犯パトロール

## 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 安全・安心まちづくりの推進に関する基本的施策

第1節 県民等の自主的な活動の促進（第9条）

第2節 児童等の安全の確保等（第10条－第14条）

第3節 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備（第15条－第19条）

第4節 防犯責任者の設置（第20条）

第3章 安全・安心まちづくりの推進のための施策の推進（第21条－第24条）

附 則

### 第1章 総 則

#### （目 的）

**第1条** この条例は、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の形成に寄与することを目的とする。

#### （定 義）

**第2条** この条例において「犯罪のない安全・安心まちづくり」とは、地域社会における県民、事業者及びこれらの者が組織する団体（以下「県民等」という。）による犯罪の防止のための自主的な活動並びに県、市町村及び県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備をいう。

#### （基本理念）

**第3条** 犯罪のない安全・安心まちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

(1) 犯罪の防止の必要性に関する理解が深められるとともに、日常生活及び事業活動において自

らの安全は自らが守るという意識の高揚が図られること。

(2) 県民等による犯罪の防止のための自主的な活動が展開されることにより、互いに守り合い、支え合う地域社会が形成されること。

(3) 県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に、連携し、及び協力すること。

#### （県の責務）

**第4条** 県は、前条に定める安全・安心まちづくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全・安心まちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

#### （県民の責務）

**第5条** 県民は、基本理念にのっとり、施錠の励行等による日常生活における安全の確保その他の安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### （事業者の責務）

**第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における安全の確保及び地域社会の一員としての安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくり



の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### (推進体制の整備)

**第7条** 県は、県、市町村及び県民等が意見を交換し、及び相互に連携して安全・安心まちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、県、市町村及び県民等が意見を交換し、及び相互に連携して安全・安心まちづくりを推進するための体制を整備しなければならない。

### (推進計画)

**第8条** 知事は、安全・安心まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 安全・安心まちづくりの推進に関する目標
- (2) 安全・安心まちづくりの推進に関する施策の方向
- (3) その他安全・安心まちづくりの推進に関する重要な事項

3 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

## 第2章 安全・安心まちづくりの推進に関する基本的施策

### 第1節 県民等の自主的な活動の促進

**第9条** 県は、県民等が行う安全・安心まちづくりに関する自主的な活動及び相互に連携した活動を促進するため必要な情報の提供、助言その

他の措置を講ずるものとする。

2 県は、安全・安心まちづくりに関する活動を行う団体及びその指導者の育成に努めるものとする。

### 第2節 児童等の安全の確保等

#### (学校等における児童等の安全の確保)

**第10条** 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び同法第124条に規定する専修学校の高等課程をいう。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（以下「学校等」という。）における児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）の安全の確保に関する指針を定めなければならない。

2 学校等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該学校等の施設内における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 県は、学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等の施設内における児童等の安全を確保するための対策の実施について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

4 知事、教育委員会及び公安委員会は、第1項の指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前項の規定は、第1項の指針の変更について準用する。

#### (通学路等における児童等の安全の確保)

**第11条** 知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、通学、通園等の用に供される道路及び児童等が日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）における児童等の安全の確保に関する指針を定めなければならない。

2 学校等を管理する者、児童等の保護者、地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する区域を管轄する警察署長は、連携して、

前項の指針に基づき、当該通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 前条第4項の規定は、第1項の指針の策定及び変更について準用する。

#### (児童等の安全に関する教育及び学習の振興)

**第12条** 県は、児童等が犯罪による被害を受けないようにするための教育及び学習の振興に努めるものとする。

#### (高齢者等の安全の確保)

**第13条** 県は、県民等が連携して取り組む地域における高齢者その他犯罪による被害を受けるおそれが高い者の安全を確保するための活動を促進するため必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

#### (観光旅行者の安全の確保)

**第14条** 県は、観光に関する事業を営む者と連携して、観光旅行者の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3節 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備

#### (犯罪の防止に配慮した住宅)

**第15条** 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めなければならない。

- 2 住宅を設計し、又は建築する事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 県は、住宅を設計し、建築し、所有し、又は管理する者、住宅に居住する者等に対し、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

- 4 第10条第4項の規定は、第1項の指針の策定及び変更について準用する。

#### (犯罪の防止に配慮した道路等)

**第16条** 知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）の構造、設備等に関する指針を定めなければならない。

- 2 道路等を設置し、又は管理する者は、前項の指針に基づき、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 第10条第4項の規定は、第1項の指針の策定及び変更について準用する。

#### (犯罪の防止に配慮した店舗)

**第17条** 銀行その他の金融機関で知事が定めるもの及び深夜（午後10時から翌日の午前5時までの時間をいう。）において小売業を営む者で知事が定めるものは、これらの店舗を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 警察署長は、その管轄区域において、前項の店舗を設置し、又は管理する者に対し、犯罪の防止に配慮した店舗の構造、設備等について必要な情報の提供、助言その他の措置を講じなければならない。

#### (盗難の防止に配慮した自動車等の普及)

**第18条** 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の販売を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造及び設備を有する自動車等並びに自動車等に係る盗難を防止するための装置の普及に努めなければならない。

- 2 県は、自動車等の販売を業とする者に対し、自動車等に係る盗難を防止するために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

#### (盗難の防止に配慮した自動販売機の普及)

**第19条** 自動販売機の販売を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造及び設備を有する自動販売機の普及に努めなければならない。

2 自動販売機を設置し、又は管理する者は、当該自動販売機について、盗難を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 県は、自動販売機の販売を業とする者及び自動販売機を設置し、又は管理する者に対し、自動販売機に係る盗難を防止するために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

#### 第4節 防犯責任者の設置

**第20条** 事業者は、その実情に応じ、犯罪の防止に関する従業員への教育、犯罪の防止のための設備の維持管理等を行う責任者を置くよう努めなければならない。

### 第3章 安全・安心まちづくりの推進のための施策の推進

#### (安全・安心まちづくり旬間)

**第21条** 県民及び事業者の間に広く安全・安心まちづくりについての関心と理解を深めるため、安全・安心まちづくり旬間を設ける。

2 安全・安心まちづくり旬間は、4月21日から同月30日まで及び10月11日から同月20日までとする。

3 県は、安全・安心まちづくり旬間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

#### (啓 発)

**第22条** 県は、前条に定めるもののほか、県民及び事業者の安全・安心まちづくりについての関心と理解を深めるため、学習の機会の提供、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

#### (市町村への支援)

**第23条** 県は、市町村が安全・安心まちづくりの推進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

#### (財政上の措置)

**第24条** 県は、安全・安心まちづくりの推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成18年9月30日までの間における第10条第1項の規定の適用については、同項中「第7条第1項」とあるのは、「第7条」とする。

#### 附 則 (平成19年条例第66号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。

## 自主防犯活動に係るQ&A (警察庁：自主防犯ボランティア活動支援サイトから)

[<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/index.html>]

### Q 1

家の近くで犯罪が多発し、防犯ボランティア団体を結成したいのですが、どこに相談すればよいですか？

答 最寄りの警察署又は防犯協会へ相談してください。警察署であれば、生活安全課など地域安全対策を担当する課に相談してください。

地域における犯罪の発生状況などの犯罪情報、具体的な防犯対策などの地域安全情報の提供も受けられます。

### Q 2

防犯ボランティア団体を結成した場合、警察に届け出る必要がありますか？

答 届け出る義務はありませんが、警察と連携することで、犯罪情報や地域安全情報のほか、パトロールのポイントについての指導等が受けられます。

### Q 3

活動を長続きさせる方法がありますか？

答 活動が長続きし、活発な活動を行っている団体の例をみると、

- 無理のない手段・方法で実施する
- 活動の目的、内容等については住民相互で意思統一を行う
- 活動重点や活動計画等を定めている
- 多くの住民が参加できる活動内容を設定する
- リーダーの自主防犯活動の知識が豊富で、積極的である
- 拠点を設けて活動しやすい環境づくりを行う
- 関係機関・団体と緊密な連携を図る

といったことが考えられます。

### Q 4

自主防犯活動はどのような活動から始めれば良いですか？

答 現在、全国の防犯ボランティア団体では、防犯パトロール、防犯広報、環境浄化、防犯指導・診断、子どもの保護・誘導、危険箇所点検などの活動が行われています。

自主防犯活動を成功させるポイントは、「無理をせず・できることから」始めることです。

1979年にアメリカニューヨークで設立され、地下鉄のパトロール活動などにより、ニューヨークの治安回復に貢献している防犯ボランティア団体「ガーディアン・エンジェルス」の場合、彼らが最初に始めた活動は、街に落ちているゴミ拾いでした。

これは、街の環境の悪化が次々と犯罪を誘発させ、治安を悪化させていることに着眼した「割れ窓理論」に基づくものでした。はじめから、完全なものを求めても効果は期待できません。例えば、町内でのあいさつ、声かけ活動や散歩、買い物時のパトロール、通学路での見守り活動でも犯罪者を寄せ付けない人の目を確保し、防犯灯の点検、落書きの消去などの環境浄化活動でも犯罪企図者の接近を防止するという効果があります。また、これらの活動は地域の共同意識の向上につながります。

### 【防犯まちづくりの基本的な手法】

#### □ 人の目の確保（監視性の確保）

多くの「人の目」（視線）を自然な形で確保し、犯罪企図者に「犯罪行為を行えば、第三者に目撃されるかもしれない」と感じさせることにより犯罪抑止を図る。

#### □ 犯罪企図者の接近の防止（接近の制御）

犯罪企図者の侵入経路をなくし、被害対象者（物）に接近することを妨げることにより、犯罪の機会を減少させる。

#### □ 地域の共同意識の向上（領域性の強化）

防犯まちづくりを行う地区に対し、その住民等が「我がまち意識」を持ち、コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動の活性化等を通じて犯罪抑止を図る。

（平成15年7月、防犯まちづくり関係省庁会議が取りまとめた「防犯まちづくりの推進」から抜粋）

## Q 5

### 規約や要綱を策定する必要がありますか？

答 規約や要綱があると、

- 活動目的、内容等について意思統一を図ることができる
- 団体を結成しやすく、役員や参加者の役割が明確になる
- 活動費の管理がしやすい
- 活動助成金や活動に必要な資機材の支援を受ける場合の申請に必要な場合がある

ことから、策定することをお勧めします。規約や要綱に規定する内容には、団体の名称、目的、活動、構成、事務局、入会・退会手続き、役員、会議及び会計に関することなどが考えられます。

## Q 6

### 活動の重点や活動計画は、どのように定めれば良いですか？

答 地域の交通環境、風俗環境、地形、居住者の家族構成等様々な事情により、起きる犯罪、事故、災害等は、それぞれ異なります。また、自主防犯活動に参加する人の職業、性別、年齢などによって、活動できる内容は限られてきます。

それぞれの地域における犯罪、事故、災害の発生状況を把握して、発生する時間帯、場所、被害者となる者の類型など、地域の実情に応じた活動の重点や活動の計画を定めると効果的です。

活動の重点の例としては、

- ひったくりが多発している地域における被害防止活動
- 年末年始、ゴールデン・ウィークなど留守家庭が増える時期の留守家庭を対象とした空き巣被害防止活動
- 連れ去り等子どもの犯罪被害防止活動
- 子どものたまり場における声かけ活動

などが考えられます。

活動の計画の例としては、年間活動計画及び月間活動計画について、

- 時期ごとの活動重点及び活動予定
- 活動日、活動時間、活動内容、活動予定人員、集合場所

などを定めることが考えられます。

これらの策定に当たっては、警察や防犯協会の活動と連携することによって、より効果的な活動が期待できます。地域における防犯活動の情報や犯罪、事故、災害の発生状況等の情報は、最寄りの警察署で提供しています。

## Q 7

## 防犯ボランティア団体への参加者の募集方法がありますか？

答 防犯ボランティア団体の構成員には、自治会など一般地域住民のほか、女性、子どもの保護者、警察官OB、商店主、学生、武道家、愛犬家など様々です。

活動しようとする時間、内容や参加を求める対象等に応じて、関係する行政機関の発行するパンフレット、チラシ、自治会の回覧板を活用する方法や、幅広く団体の活動を紹介するパンフレット、チラシ、ホームページの活用などが考えられます。

警察庁が実施したアンケート調査結果から、防犯ボランティア団体の構成員が活動に参加するに当たって団体を知った経緯をみると、「団体の防犯パトロール活動を実際に見て」が51.8%と最も多く、次いで「人づてに聞いて」、「団体発行のチラシ、パンフレットを見て」、「行政機関発行のチラシ、パンフレットを見て」となっています。

## Q 8

## 防犯ボランティア団体の活動拠点は必要ですか？

答 活動拠点があれば、自主防犯活動を行う上での集合場所、会議や活動準備の場所となり、構成員が集まりやすく活動が促進されます。また、団体の活動が認知されやすく、地域住民の協力や活動への参加が期待されるほか、地域住民や警察官の立ち寄りにより、防犯に関する意見交換の場所として活用できます。

活動拠点としては、自治会集会所、商店街の空き店舗、公民館、消防団の拠点等が考えられます。

## Q 9

## リーダーとして防犯活動の研修を受けたいのですが？

答 地域においては、都道府県、市町村等の単位で警察、防犯協会、自治体による防犯ボランティアの研修会が開催されています。

警察及び防犯協会では、防犯ボランティア団体等の要望により、研修会を開催したり、担当者を研修会や防犯パトロール活動へ派遣しています。最寄りの警察署（生活安全課）または防犯協会へお問い合わせください。

## Q 10

## 防犯パトロールには危険がありませんか？

答 防犯パトロール中には、犯罪者や不審者（車）に遭遇することが予想されます。

遭遇した場合は、特徴点や進行方向などを、速やかに警察に通報することとし、無理な追跡行為は行わず、危険を感じたときは、防犯ブザーやホイッスルを吹鳴させるなどして、周囲へ危険を知らせ、避難するなど自分の安全を確保してください。

また、歩道の通行のほか蛍光色の服装や夜光チョッキ、懐中電灯の携行など交通事故防止にも十分配慮してください。

## Q 11

## 活動中に負傷した場合の補償制度がありますか？

答 ボランティア保険は、活動中の様々な事故によるボランティア活動者の傷害や賠償責任などについて補償するものですが、保険商品により補償内容、契約条件が異なりますので、最寄りの防犯協会、社会福祉協議会のほか各保険会社へお問い合わせください。

## ① 犯罪発生マップ

犯罪発生マップは、犯罪の認知件数（警察署で被害届などを受理し、事件発生を確認した件数）をもとに、県民の皆さんの身近な3種類の犯罪について、各市町村別にご覧になることができます。

掲載している罪種は、

**「自転車盗」「車上ねらい」「住宅対象の侵入窃盗」**

の3罪種です。

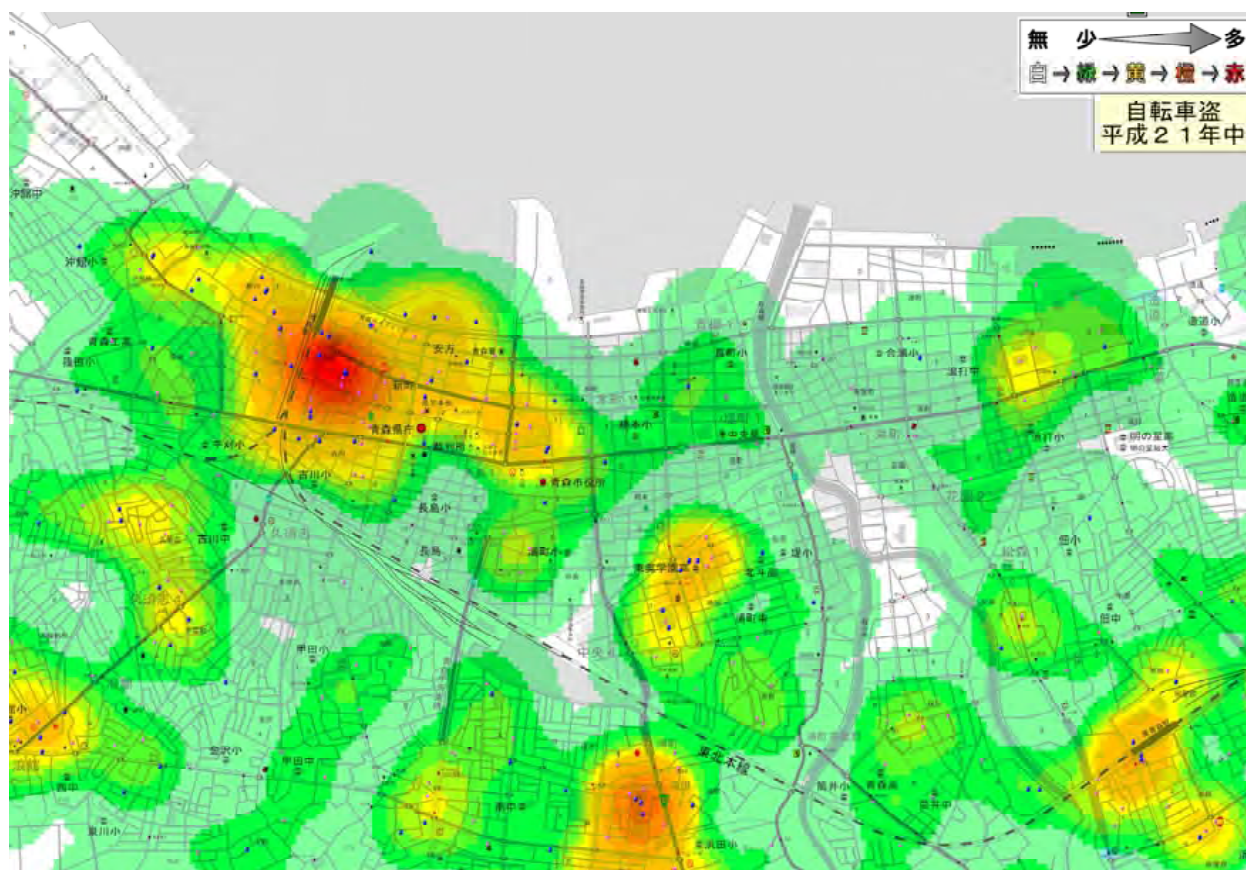
犯罪発生マップは、発生密度順に色分け表示しており、

**白（無色） → 緑 → 黄 → 橙 → 赤**

と表示しております。

各色の対応件数は、犯罪マップを掲載しているホームページに掲載しております。

自転車盗発生マップ（平成21年中／青森市中心部）



犯罪発生マップは青森県警察ホームページの「街頭犯罪等抑止対策室」で掲載しております。  
青森県警察ホームページアドレス <http://www.police.pref.aomori.jp/>

## ② 声かけ事案等発生マップ

声かけ事案等発生マップは、18歳以下の子どもを対象に、「飴をあげるから車に乗って」、「お菓子をあげるからついておいで」といった不審な声かけ事案のほか、連れ去り未遂事件等の情報を掲載しています。

声かけ事案等発生マップは、発生密度順に色分けして表示しており、

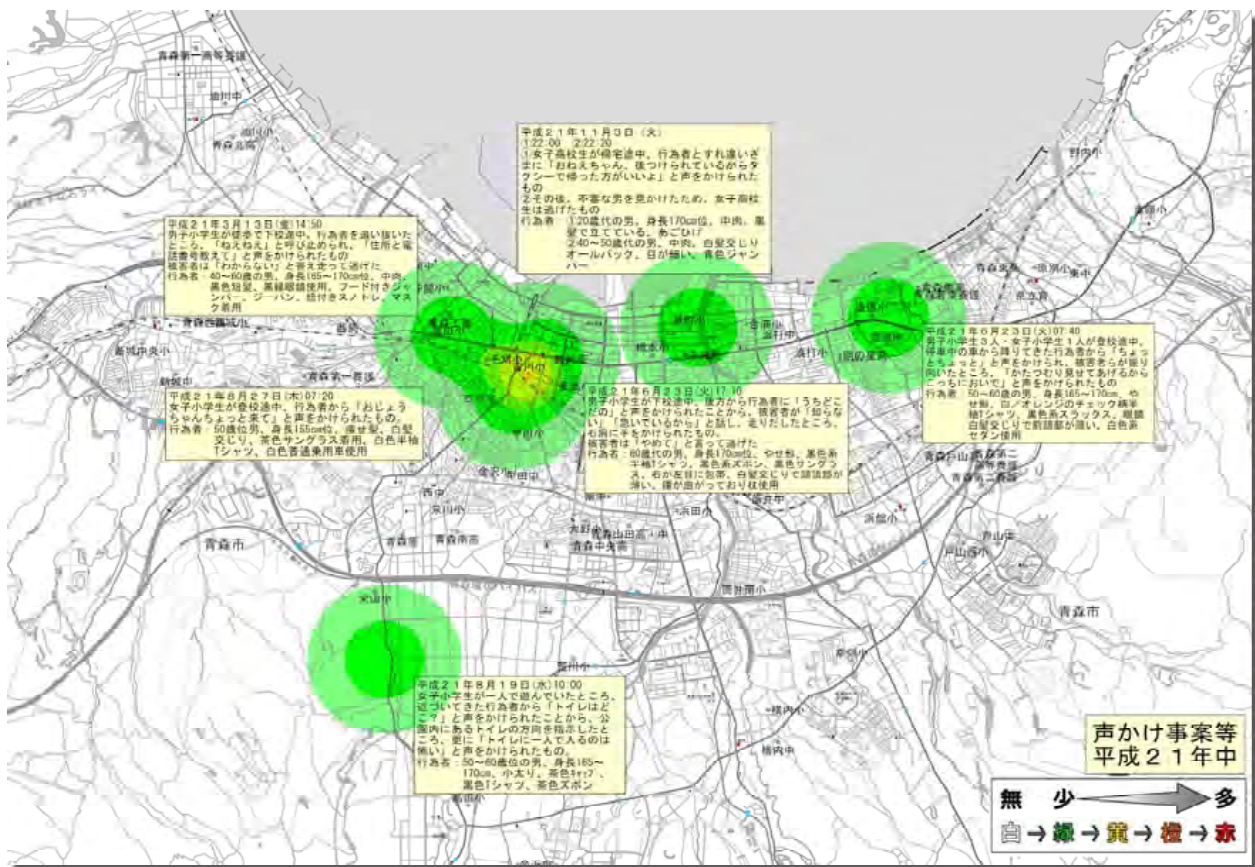
白（無色）→ 緑 → 黄 → 橙 → 赤

と表示しております。

各色の対応件数は、犯罪発生マップを掲載しているホームページに掲載しております。

また、地図には事案の概要を記載しております。

声かけ事案等発生マップ（平成21年中／青森市中心部）



声かけ事案等発生マップは、青森県警察ホームページの「街頭犯罪等抑止対策室」で掲載しております。

青森県警ホームページアドレス <http://www.police.pref.aomori.jp/>



### ③ 青森県警察メールマガジン 青い森のセーフティネット

青い森のセーフティネットは、

◎ 購読登録していただいた皆さんに、子どもに対する不審な声かけ事案や、強盗などの重要犯罪の発生状況について、青森県警からメールでお知らせするものです。

◎ このメールマガジンは、「株式会社まぐまぐ」が運営するメールマガジン配信サービスを利用させていただいき配信しております。

登録されたメールアドレスは、「株式会社まぐまぐ」が管理します。

◎ 青い森のセーフティネットを購読登録される方は、

- ・ 携帯電話のバーコードリーダー機能で下図のバーコードを読み取り、記載されているアドレスから「まぐまぐ」のホームページに接続する

または

- ・ インターネットブラウザのアドレス入力欄に <http://www.mag2.com/> と入力し、「まぐまぐ」のホームページに接続する

のいずれかで「まぐまぐ」のホームページを表示し、キーワード検索ボックスに「青森県警」と入力して検索します。

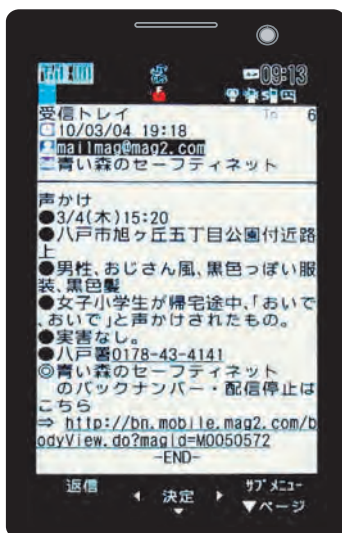
検索結果に出てきた「青い森のセーフティネット」を選択して、

- ・ 携帯電話から登録する方は「登録」からメールを送信（編集不要）
- ・ パソコンから登録する方は、登録するメールアドレスを入力して「登録ボタン」を選択

のいずれかの方法で登録できます。

◎ 青い森のセーフティネットの登録料・情報料は無料ですが、登録手続きやメール受信時の通信料は購読される方のご負担となります。

◎ 青い森のセーフティネットを登録されると、「まぐまぐ」から「ウィークリーまぐまぐ」という広告メールが届くようになりますが、「まぐまぐ」ホームページの「オフィシャルメールマガ」のページから解除することができます。



青森県警察メールマガジン

# 青い森のセーフティネット

登録は、<http://www.mag2.com/> から

キーワード検索  検索

青森県警察

## ④ 子ども110番の家・車

子ども110番の家・車は、子どもの見守り活動のほか、子どもや女性が犯罪の被害に遭いそうな場合、あるいは被害に遭った場合に一時的に保護してもらえる緊急の避難場所です。

また、事件、事故、不審な声かけ事案等について、速やかに警察へ通報もしくは情報提供を行い、犯罪の未然防止に協力しています。

子どもや女性を犯罪の被害から守るため、玄関や店舗出入口、車にポスターやステッカーを貼って活動しています。

### 子ども110番の家 16,060戸



### 子ども110番の車 12,025台



このほかにも、トラック協会、酒販組合、牛乳配達、建設会社、市役所・役場、PTAなどの皆さんのご協力をいただいております。



(平成21年12月末現在)

## ⑤ 青色回転灯防犯車による防犯パトロール

防犯ボランティア団体の車に青色回転灯を装着して、目に見える「犯罪抑止」活動を実施しています。

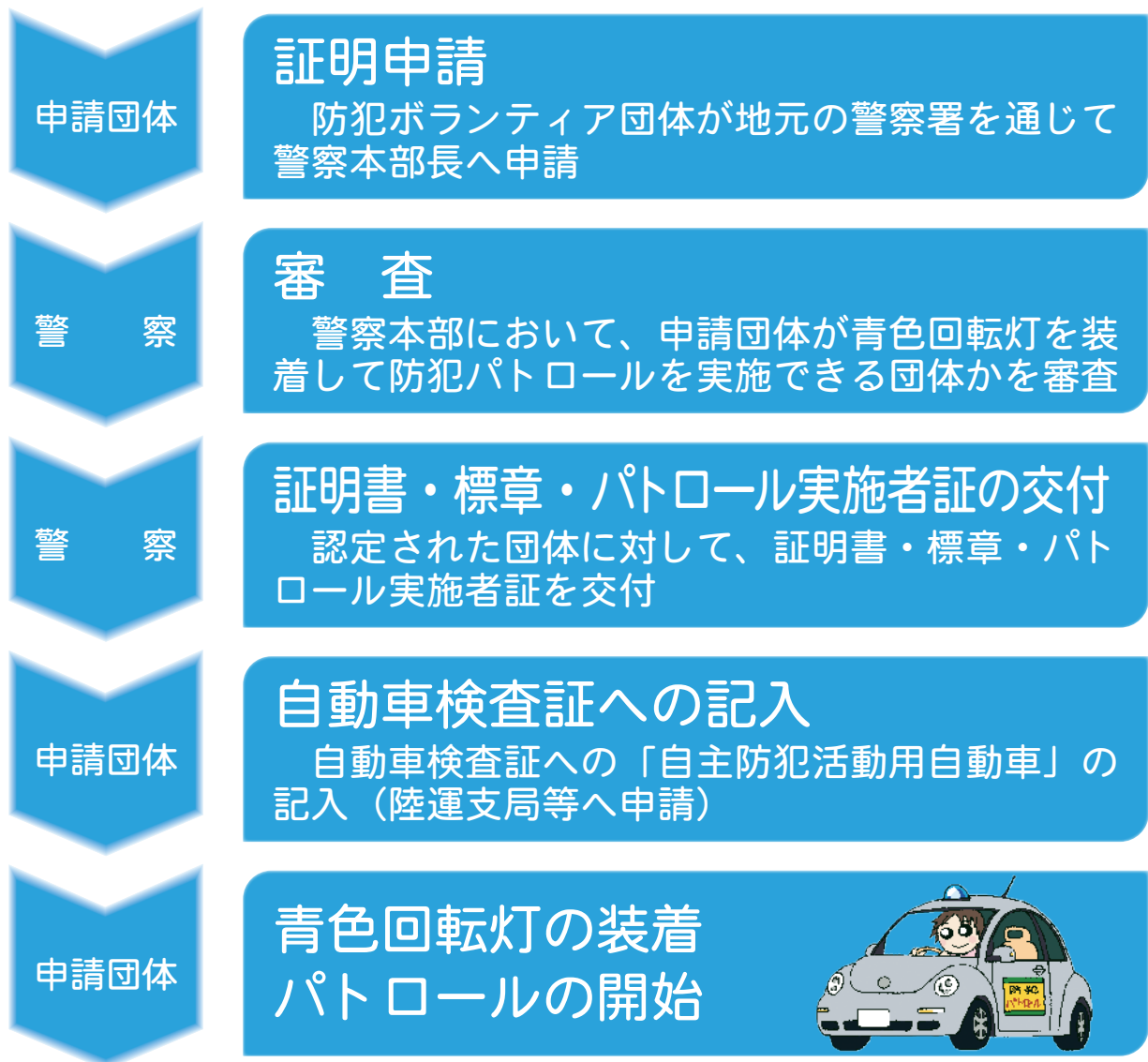


### ◎趣旨◎

平成16年12月から、自主防犯パトロールに使用する自動車に、青色回転灯を装着することが可能となり、様々な自主防犯団体が青色回転灯防犯車によるパトロールを実施しています。

平成21年末では、県内で373台が運用中です。

### ～青色回転灯防犯車導入時手続きの流れ～



申請方法については、最寄りの警察署にお問い合わせください。

# 防犯パトロールガイドブック

～みんなでつくろう安全・安心まちづくり～



犯罪のない安全・安心まちづくり  
シンボルマーク

平成22年3月 印刷・発行

発行 環境生活部 県民生活文化課

〒030-8570

青森市長島1丁目1-1

TEL 017-722-1111 (代表)

■青森県のホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/>

■青森県安全・安心まちづくりのページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/bosai/anzenansin.html>

■青森県警のホームページ

<http://www.police.pref.aomori.jp/>